

答申 情第49号

平成30年2月27日

相模原市教育委員会教育長 野村 謙一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年1月25日付けFNo. 0・4・5ほか2件により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（平成28年9月1日付け教総第5号（以下「本件処分1」という。）平成28年9月1日付け野体教第120号（以下「本件処分2」という。）及び平成28年9月2日付けスポ課第592号（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日に起きた障害者殺りく事件に関する情報一切」について、及び指定管理者が保有する同内容について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該事件に係る公文書について、作成及び取得しておらず存在しないためとして本件処分1を、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により設置された公の施設（以下「公の施設」という。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が当該事件に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないためとして、相模川自然の村野外体験教室指定管理者について本件処分2を、相模原麻溝公園競技場ほか3件の指定管理者、総合体育館ほか3件の指定管理者及び総合水泳場指定管理者について本件処分3を行い、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書をそれぞれ送付した。
- (3) 平成28年10月31日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成29年1月25日及び同月30日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。
- (2) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を行政文書ではないか情報公開の適用除外か解釈上の不存在か物理的不存在と判断することが違法である。

たとえば、各相模原市立学校の学校通信、学年通信、学級通信、教職員研修等の文書が一切特定されていない。

- (3) 本部だけでなく、津久井やまゆり園近辺にある相模原市立学校や出先機関の文書を特定すべきである。また、本件事件の重大性からして、精神保健、障害者福祉等を管轄しない部局、課室等に対しても横断的に連絡等がなされていることが考えられる。また、問い合わせや意見等が届いている可能性もあり、その回答等も作成されている可能性もある。それらの文書を特定すべきである。

本件処分3に係る指定管理者は、体育・スポーツという教育関係の業務を所管しているため、国や県や市等から文書が送付されており、対象文書があるはずである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

当該事件に係る公文書について、実施機関において、作成及び取得しておらず存在しないため、また、指定管理者である西洋フード・コンパスグループ株式会社、相模原市体育協会グループ、総合体育館グループ運営共同企業体及び静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループにおいても、作成及び取得しておらず存在しないため、本件処分を行ったものである。

なお、本件審査請求を受け、改めて各指定管理者に本件申立文書の存否を確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、神奈川県立津久井やまゆり園で平成28年7月26日に起きた入所者殺傷事件に関する公文書であり、指定管理者から提出を受けたものを含め、実施機関が保有するものである。

当審査会は、同一人からの同内容の請求であることから、本件処分について併合して審理を行った。

- (2) 指定管理者の情報公開について

指定管理者に関する情報公開については、実施機関は、指定管理者が公の施設の管理を行うに当たり取り扱う情報に関する文書であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、指定管理者に対して当該文書の提出を求める(条例第30条の2第3項)とともに、提出された文書は、条例第2条第2項に規定する公文書とみなし条例を適用する(条例第30条の2第4項)こととされている

ことから、実施機関は、本件請求を受け、各指定管理者に対し本件申立文書の提出を求めたものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、本件申立文書について、作成及び取得をしておらず存在しないため、また、本件申立文書について、指定管理者から作成及び取得していないため存在しないとの回答を得たことから、本件処分に至ったものである。

実施機関の所管事務及び指定管理者の取扱事務からすると、当該事件との直接的な関わりは認められず、また、当該事件発生から本件請求までの間が小中学校の夏休み期間に当たること及び本件審査請求を受けて改めて確認したとする結果を踏まえると、本件申立文書を作成及び取得していないとの説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、当該事件の重大性から、直接的な関わりのない実施機関に対する連絡・問い合わせ等文書の存在の可能性等の主張をしているが、具体的に存在を認める根拠が示されておらず、実施機関の説明を覆すものではない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月25日 ~ 1月30日	実施機関からの諮問
平成29年 7月 7日	審議
7月21日	審議
9月 1日	審議

10月 6日	審議
平成30年 2月 9日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州